

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分	平成25年度末 (26.3.31) 係属件数	平成26年度		平成26年度末 (27.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終 結 件 数	
給 与	0	1	1	0
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	1	0

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てることができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりである。

(件)

区 分		平成25年度 末 (26.3.31) 係属件数	平成26年度		平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成26年 度 口頭審理 開催回数
			申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	0	1	0	1	1
	停 職	0	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0	0
	戒 告	0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0
計		0	1	0	1	1

(3) 苦情相談

ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

イ 平成26年度の処理状況

平成26年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、すべて新規の事案であった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関 係	服務関係	福利厚生 関 係	公平審査 関 係	パワハラ・ セクハラ	計
0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第2条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

イ 平成26年度の処理状況

人事委員会に通知のあった平成26年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が129件、懲戒処分が10件であった。

(件)

処分者 区分		知 事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		その他		計	
		25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
分 限 処 分	免 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	67	58	53	63	12	8	0	0	3	0	135	129
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	67	58	53	63	12	8	0	0	3	0	135	129
懲 戒 処 分	免 職	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	停 職	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
	減 給	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	2	2
	戒 告	2	1	3	2	1	0	0	0	0	0	6	3
	計	3	1	4	7	1	2	0	0	0	0	8	10
合 計		70	59	57	70	13	10	0	0	3	0	143	139